

改正(令和4年10月版)	令和2年10月版
<p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>第1編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第1編 共通編を準用する。</p> <p>第3編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第3編 土木工事共通編を準用する。</p> <p>第4編 港湾編 (削除)</p> <p>第5編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第6編 河川編を準用する。</p> <p>第6編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第7編 河川砂防編を準用する。</p> <p>第7編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第8編 砂防編を準用する。</p> <p>第8編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第9編 ダム編を準用する。</p> <p>第9編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和4年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第10編 道路編を準用する。</p> <p>第10編 農地編 (削除)</p> <p>第11編 公園緑地編 (削除)</p> <p>第12編 下水道編 変更箇所を別途記載。</p> <p>第13編 漁港漁場編 (削除)</p> <p>第14編 上水道編 (変更なし)</p>	<p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>第1編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第1編 共通編を準用する。</p> <p>第3編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第3編 土木工事共通編を準用する。</p> <p>第4編 港湾編 (略)</p> <p>第5編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第6編 河川編を準用する。</p> <p>第6編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第7編 河川砂防編を準用する。</p> <p>第7編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第8編 砂防編を準用する。</p> <p>第8編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第9編 ダム編を準用する。</p> <p>第9編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第10編 道路編を準用する。</p> <p>第10編 農地編 (略)</p> <p>第11編 公園緑地編 (略)</p> <p>第12編 下水道編 (略)</p> <p>第13編 漁港漁場編 (略)</p> <p>第14編 上水道編 (略)</p>

改正(令和4年10月版)

令和2年10月版

第15編 森林編

[削 除]

第15編 森林編

(略)

第16編 集落排水編

変更箇所のみ

第16編 集落排水編

変更箇所のみ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	1	5			土留工			第12編1- <u>13</u> -4土留工に準ずる。		
16	1	5			ライナープレート式土留工及び土工			第12編1- <u>13</u> -5ライナープレート式土留工及び土工に準ずる。		
16	1	5			鋼製立坑及び土工			第12編1- <u>13</u> -6鋼製立坑及び土工に準ずる。		
16	1	6	1		ポンプ槽			第12編第1章第 <u>9</u> 節 特殊マンホール工・(中継ポンプ施設)に準ずる。		

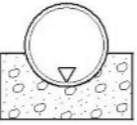
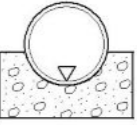
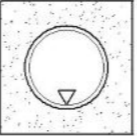
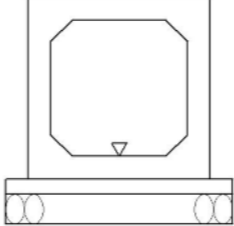
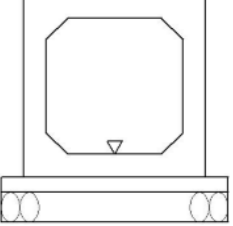
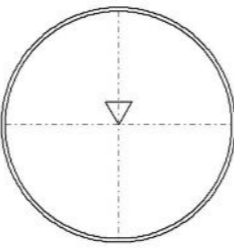
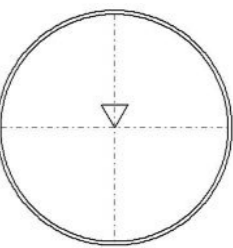
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16	1	5			土留工			第12編1- <u>12</u> -4土留工に準ずる。		
16	1	5			ライナープレート式土留工及び土工			第12編1- <u>12</u> -5ライナープレート式土留工及び土工に準ずる。		
16	1	5			鋼製立坑及び土工			第12編1- <u>12</u> -6鋼製立坑及び土工に準ずる。		
16	1	6	1		ポンプ槽			第12編第1章第 <u>8</u> 節 特殊マンホール工・(中継ポンプ施設)に準ずる。		

第17編 建築編

[変 更 な し]

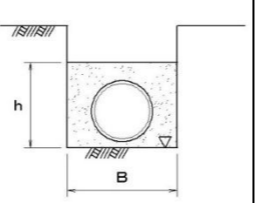
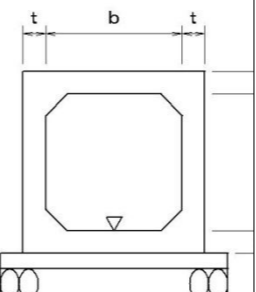
第17編 建築編

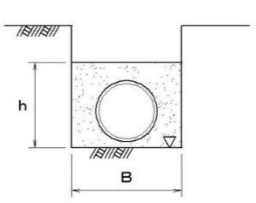
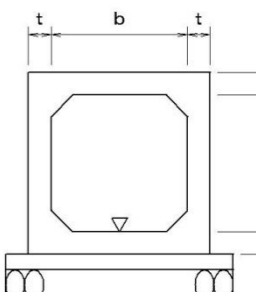
(略)

改正 (令和4年10月版)								現行 (令和2年10月版)															
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値															
単位：mm								単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
12	下水道編	1	3	4	1	管布設 (自然流下管)	基準高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定。			12	下水道編	1	3	4	1	管布設 (自然流下管)	基準高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定。		
							中心線の変位(水平)	±30															
							延長	-100															
							総延長 L	-0															
12	下水道編	1	3	4	2	矩形渠 (プレキャスト)	基準高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所の割合で測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定。			12	下水道編	1	3	4	2	矩形渠 (プレキャスト)	基準高	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定。		
							中心線の変位(水平)	±30															
							延長	-100															
							総延長 L	-0															
12	下水道編	1	3	4	3	圧送管	基準高	±30	測点毎。 第14編1-5-5管布設工に準ずる。 JSWAS K-14 参考資料 3.2.9 に準ずる。 第14編1-12 通水試験工に準ずる。			12	下水道編	1	3	4	3	圧送管	基準高	±30	測点毎。 第14編1-5-5管布設工に準ずる。 JSWAS K-14 参考資料 3.2.9 に準ずる。 第14編1-12 通水試験工に準ずる。		
							総延長	-0															
							継手接合																
							気密(真空)試験																
							水圧試験																

改正（令和4年10月版）

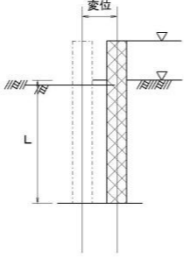
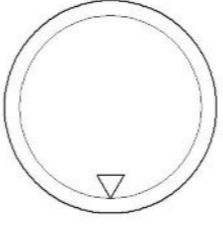
現行（令和2年10月版）

出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	3	5	砂基礎 砕石基礎 コンクリート基礎	幅 B	- 50	各マンホール間の中央部等を測定 おおむね施工延長 <u>40m</u> につき1箇所		
					厚 さ h	- 30			
12	1	3	6	現場打水路	基 準 高	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等（継手箇所等）を測定。 1 施工箇所の延長が <u>40m</u> 以上の場合、 <u>40m</u> につき1箇所の割合で測定。 延長はマンホール間を測定		
					幅 b	- 30			
					高 さ h	± 30			
					厚 さ t	- 20			
					延 長	- 100			
					総延長 L	- 0			

出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	3	5	砂基礎 砕石基礎 コンクリート基礎	幅 B	- 50	各マンホール間の中央部等を測定 おおむね施工延長 <u>20m</u> につき1箇所		
					厚 さ h	- 30			
12	1	3	6	現場打水路	基 準 高	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等（継手箇所等）を測定。 1 施工箇所の延長が <u>20m</u> 以上の場合、 <u>20m</u> につき1箇所の割合で測定。 延長はマンホール間を測定		
					幅 b	- 30			
					高 さ h	± 30			
					厚 さ t	- 20			
					延 長	- 100			
					総延長 L	- 0			

改正（令和4年10月版）

現行（令和2年10月版）

出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	1	3	7	鋼矢板土留	基準高	±50	施工延長 <u>40m</u> につき1箇所測定。 <u>40m</u> 未満は、1施工箇所につき2箇所測定。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			
12	1	3	10	補助地盤改良工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工)			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	1	4	3	推進工	基準高	±50	推進中及び推進完了後に測定 基準高、中心線の変位(水平)、推進力は、推進管1本ごとに1箇所測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定		
					中心線の変位(水平)	±50			
					推進力				
					延長	-100			
					総延長 L	-0			
12	1	4	4	立坑内管布設工			第12編1-3-4管布設工及び第12編1-3-5管基礎工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	1	3	7	鋼矢板土留	基準高	±50	施工延長 <u>20m</u> につき1箇所測定。 <u>20m</u> 未満は、1施工箇所につき2箇所測定。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			
12	1	3	10	補助地盤改良工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工)			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	1	4	3	推進工	基準高	±50	推進中及び推進完了後に測定 基準高、中心線の変位(水平)、推進力は、推進管1本ごとに1箇所測定。 逆勾配は認めない。 延長はマンホール間を測定		
					中心線の変位(水平)	±50			
					推進力				
					延長	-100			
					総延長 L	-0			
12	1	4	4	立坑内管布設工			第12編1-3-4管布設工及び第12編1-3-5管基礎工に準ずる。		

改正（令和4年10月版）

現行（令和2年10月版）

出来形管理基準及び規格値								単位：mm	
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	4	9	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	1	5	3	推進工			第12編1-4-3小口径推進工に準ずる。		
12	1	5	4	立坑内管布設工			第12編1-3-4管布設工及び第12編1-3-5管基礎工に準ずる。		
12	1	5	11	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値								単位：mm	
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	4	9	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	1	5	3	推進工			第12編1-4-3小口径推進工に準ずる。		
12	1	5	4	立坑内管布設工			第12編1-3-4管布設工及び第12編1-3-5管基礎工に準ずる。		
12	1	5	11	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		

改正（令和4年10月版）

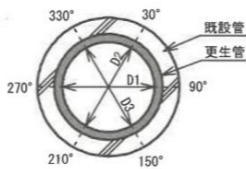
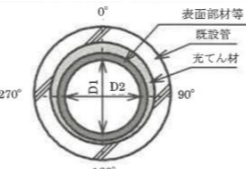
現行（令和2年10月版）

編 章 節 条		枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工	基準高	±50	基準高、中心線の 変位(水平)、真円度は、 セグメント5リング につき1箇所測定。 逆勾配は認めない。			
					中心線の変位(水平)	±50				
					真円度	セグメント 内径の 1/100 以内				
					延長	-100				延長 はマンホール 間を測定。
					総延長 L	-0				
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工	二次覆工	基準高	±50	基準高、中心線の 変位(水平)は、施工延 長 40mにつき1箇 所測定。			
					中心線の変位(水平)	±50				
					二次覆工厚 t	-20				二次覆工厚は、1打 設につき端面で上下 左右4点を測定。
					仕上がり 内径 D	±20				仕上がり内径は、施 工延長 40mにつき 1箇所測定。
					延長	-100				延長 はマンホール 間を測定。
総延長 L	-0									
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	5	空伏工		第 12 編 1 - 6 - 3 一次覆工及び第 12 編 1 - 6 - 4 二次覆 工に準ずる。				
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	6	立坑内管布設工		第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工及び第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎 工に準ずる。				

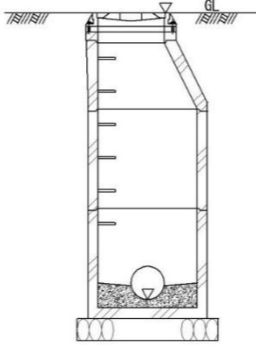
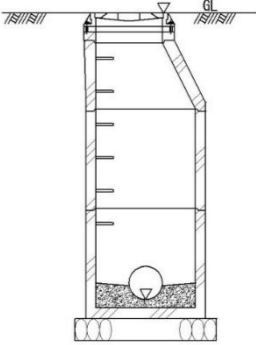
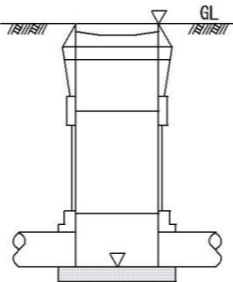
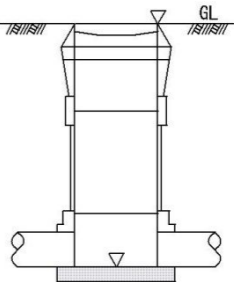
編 章 節 条		枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工	基準高	±50	基準高、中心線の 変位(水平)、真円度は、 セグメント5リング につき1箇所測定。 逆勾配は認めない。			
					中心線の変位(水平)	±50				
					真円度	セグメント 内径の 1/100 以内				
					延長	-100				延長 はマンホール 間を測定。
					総延長 L	-0				
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工	二次覆工	基準高	±50	基準高、中心線の 変位(水平)は、施工延 長 40mにつき1箇 所測定。			
					中心線の変位(水平)	±50				
					二次覆工厚 t	-20				二次覆工厚は、1打 設につき端面で上下 左右4点を測定。
					仕上がり 内径 D	±20				仕上がり内径は、施 工延長 40mにつき 1箇所測定。
					延長	-100				延長 はマンホール 間を測定。
総延長 L	-0									
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	5	空伏工		第 12 編 1 - 6 - 3 一次覆工及び第 12 編 1 - 6 - 4 二次覆 工に準ずる。				
12 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	6	立坑内管布設工		第 12 編 1 - 3 - 4 管布設工及び第 12 編 1 - 3 - 5 管基礎 工に準ずる。				

改正（令和4年10月版）

現行（令和2年10月版）

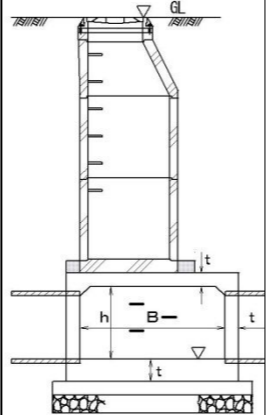
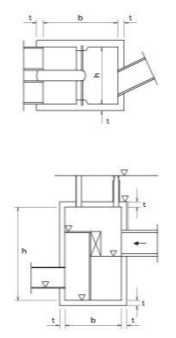
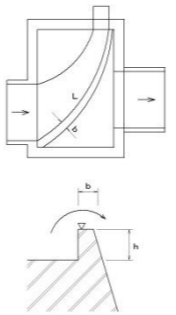
出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	6	16	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
12	1	7	3	反転・形成工法	仕上がり内径D		1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近で測定する。		最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所（平均管厚が予備厚さ以上で、かつ+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。）	それぞれ更生管円周上の6箇所（平均管厚が予備厚さ以上で、かつ+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。）で測定する。更生後24時間以降経過した内径に対して計測し記録する。更生管厚は、更生工事前に既設管きょの内径を測定し、更生後に同方向での更生管きょの内径を測定し、成果を差し引くことで確認する。		
12	1	7	3	製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らないこと	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近で測定する。		最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
							それぞれ更生管の内側中央高さ（高さ）と幅（幅）の2箇所（平均内径が設計更生管径を下回らないこと）で測定する。		

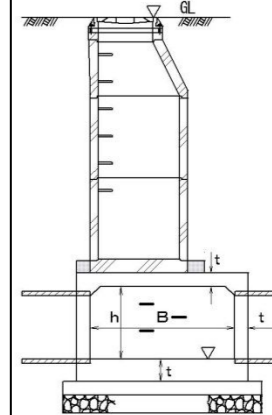
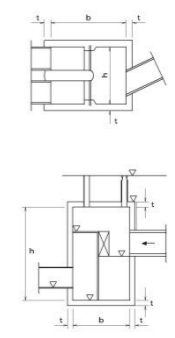
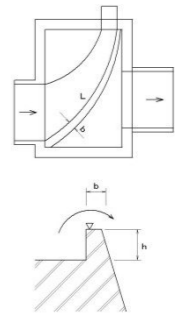
出来形管理基準及び規格値				単位：mm					
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	6	16	補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		
									(追加)
									(追加)

改正 (令和4年10月版)								現行 (令和2年10月版)														
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	1	8	4	4	組立マンホール	人孔天端高	±30			マンホール毎		12	1	7	4	組立マンホール	人孔天端高	±30			マンホール毎	
12	1	8	5	5	小型マンホール	人孔天端高	±30			マンホール毎		12	1	7	5	小型マンホール	人孔天端高	±30			マンホール毎	

改正（令和4年10月版）

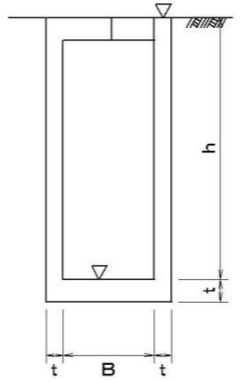
現行（令和2年10月版）

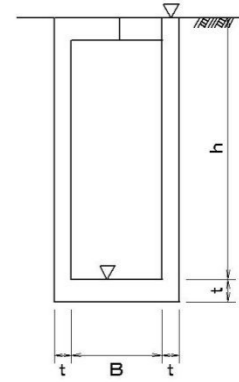
出来形管理基準及び規格値				単位：mm							
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	1	9	4	1	現場打ち特殊人孔	幅 B	- 30	1 施工箇所毎			
						高 さ h	± 30				
						壁 厚 t	- 20				
						人孔天端高	± 30				
12	1	9	4	2	伏せ越し室 雨水吐室	基 準 高	± 30	1 施工箇所毎			
						幅 b (内法)	± 30				
						高 さ h	± 30				
						厚 さ t	- 20				
12	1	9	4	3	越流堰（雨水吐室）	基 準 高	± 10	基準高は、中央部および両端部を測定。			
						幅 b (内法)	± 20				幅、高さ、延長は、1 施工箇所毎に測定。
						高さ h (深さ)	± 30				
						延長 L (長さ)	- 20				

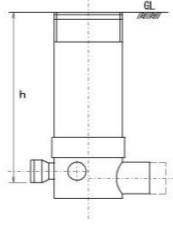
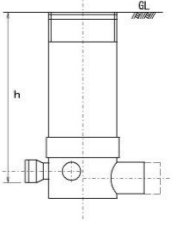
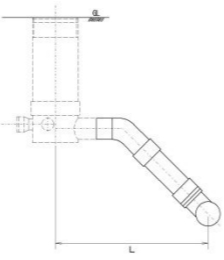
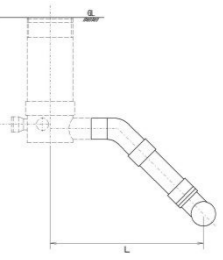
出来形管理基準及び規格値				単位：mm							
編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	1	8	4	1	現場打ち特殊人孔	幅 B	- 30	1 施工箇所毎			
						高 さ h	± 30				
						壁 厚 t	- 20				
						人孔天端高	± 30				
12	1	8	4	2	伏せ越し室 雨水吐室	基 準 高	± 30	1 施工箇所毎			
						幅 b (内法)	± 30				
						高 さ h	± 30				
						厚 さ t	- 20				
12	1	8	4	3	越流堰（雨水吐室）	基 準 高	± 10	基準高は、中央部および両端部を測定。			
						幅 b (内法)	± 20				幅、高さ、延長は、1 施工箇所毎に測定。
						高さ h (深さ)	± 30				
						延長 L (長さ)	- 20				

改正（令和4年10月版）

現行（令和2年10月版）

出来形管理基準及び規格値					単位：mm					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	9	4	4	中継ポンプ施設	基準高	±30	1 施工箇所毎		
						幅、長さ B	-30			
						深 さ h	-30			
						壁 厚 t	-20			
12	1	9	5	5	土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工、第 12 編 1 - 12 - 4 土留工、第 12 編 1 - 12 - 5 ライナープレート式土留工及び土工、第 12 編 1 - 12 - 6 鋼製立坑及び土工、第 12 編 1 - 12 - 7 地中連続壁工（コンクリート壁）、第 12 編 1 - 12 - 8 地中連続壁（ソイル壁）に準ずる。		
12	1	9	7	7	補助地盤改良工			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値					単位：mm					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	8	4	4	中継ポンプ施設	基準高	±30	1 施工箇所毎		
						幅、長さ B	-30			
						深 さ h	-30			
						壁 厚 t	-20			
12	1	8	5	5	土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工、第 12 編 1 - 12 - 4 土留工、第 12 編 1 - 12 - 5 ライナープレート式土留工及び土工、第 12 編 1 - 12 - 6 鋼製立坑及び土工、第 12 編 1 - 12 - 7 地中連続壁工（コンクリート壁）、第 12 編 1 - 12 - 8 地中連続壁（ソイル壁）に準ずる。		
12	1	8	7	7	補助地盤改良工			第 3 編 2 - 7 - 9 固結工に準ずる。		

改正 (令和4年10月版)								現行 (令和2年10月版)																
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値																
単位：mm								単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
12	1	10	4	4	公共ます	ます深 h		1 施工箇所毎			12	1	9	4	公共ます	ます深 h		1 施工箇所毎						
					取付管	延長	- 200	各取付管延長毎							12	1	9	5	取付管	延長	- 200	各取付管延長毎		
						総延長 L	- 0													総延長 L	- 0			
12	1	10	6	6	管路土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工に準ず る。			12	1	9	6	6	管路土留工			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工に準ず る。					
12	1	11	3	3	固結工			第 3 編 2 - 7 - 9 固 結工に準ずる。			12	1	10	3	3	固結工			第 3 編 2 - 7 - 9 固 結工に準ずる。					

改正（令和4年10月版）

現行（令和2年10月版）

出来形管理基準及び規格値								単位：mm		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	12	5	5	舗装復旧工			第3編第2章第6節 一般舗装工に準ず る。		
12	1	13	4	4	土留工	掘 削 深	- 0	立坑毎		
						立 坑 深	- 0			
						根 入 長	- 0			
12	1	13	5	5	ライナープレート式土留工及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			
12	1	13	6	6	鋼製立坑及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			

出来形管理基準及び規格値								単位：mm		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	11	5	5	舗装復旧工			第3編第2章第6節 一般舗装工に準ず る。		
12	1	12	4	4	土留工	掘 削 深	- 0	立坑毎		
						立 坑 深	- 0			
						根 入 長	- 0			
12	1	12	5	5	ライナープレート式土留工及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			
12	1	12	6	6	鋼製立坑及び土工	掘 削 深	- 0			
						立 坑 深	- 0			

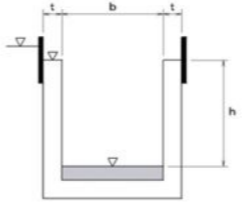
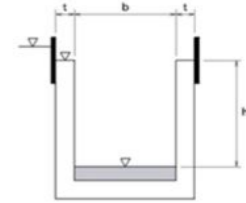
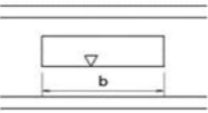

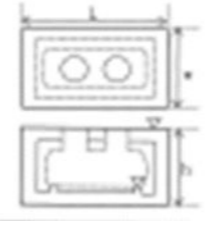
改正 (令和4年10月版)								現行 (令和2年10月版)													
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値													
単位：mm								単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	1	13	7		地中連続壁工 (コンクリート壁)			第3編2-10-9地中連続壁工(壁式)に準ずる。			12	1	12	7		地中連続壁工 (コンクリート壁)			第3編2-10-9地中連続壁工(壁式)に準ずる。		
12	1	13	8		地中連続壁工 (ソイル壁)			第3編2-10-10地中連続壁工(柱列式)に準ずる。			12	1	12	8		地中連続壁工 (ソイル壁)			第3編2-10-10地中連続壁工(柱列式)に準ずる。		
12	1	13	12		補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。			12	1	12	12		補助地盤改良工			第3編2-7-9固結工に準ずる。		

改正(令和4年10月版) 変更箇所のみ

現行(令和2年10月版)

出来形管理基準及び規格値											単位:mm						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	3	敷地造成工	2					掘削工	[削除]					[略]
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	3	敷地造成工	3					盛土工	[削除]					[略]
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	4	法面工	2					法砕工	[削除]					[略]
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	4	法面工	3					植生工	[削除]					[略]
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	5	地盤改良工	2					表層安定処理工	[削除]					[略]
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	5	地盤改良工	3					パーティカルドレン工	[削除]					[略]

改正 (令和4年10月版) 変更箇所のみ										現行 (令和2年10月版)							
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	5	地盤改良工												
			4		締固め改良工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	5	地盤改良工												
			5		固結工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工												
			2		掘削工			第1編2-3-2掘削工、第1編2-4-2掘削工に準ずる。			掘削工				第1編2-3-2掘削工、第1編2-4-2掘削工、 第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し) に準ずる。		
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工												
			4		盛土工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	6	本体作業土工												
			5		法面整形工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	7	本体仮設工												
			3		地中連続壁工 (壁式)			第3編2-10-9地中連続壁工(壁式)に準ずる。			地中連続壁工 (コンクリート壁)				第3編2-10-9地中連続壁工(壁式)に準ずる。		

改正 (令和4年10月版) 変更箇所のみ										現行 (令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	1	流出トラフ	基準高	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定。			流出トラフ	基準高	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定。					
						幅 b	±20					幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定。	幅 b					±20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定。
						高さ h	-20						高さ h					-20	
						厚さ t	±20	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定。				厚さ t	±10	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定。					
長さ	±50	長さ	±50																
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準高	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。			越流堰	基準高	±20 ±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 <u>既製せき板使用の場合。</u>					
						幅 b	±20					幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。	幅 b					±20	幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。
						高さ h	-20	高さ h					-20						
						長さ	±20	長さ					±20						
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		塗装工	〔削除〕				〔略〕									
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯油槽工	基準高	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。									第5編6-4-7燃料貯油槽工に準ずる。		
厚さ t	-20																		
幅 b	-30																		
高さ h	±30																		
延長 L	-50																		
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	3	1 2	作業土工 (管路掘削) (管路埋戻)	〔削除〕				〔略〕									

改正 (令和4年10月版) 変更箇所のみ										現行 (令和2年10月版)						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	下水道編	2	9	15	小型マンホール工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	9	16	取付管布設工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	9	17	ます設置工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	9	19	舗装復旧工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	3	補助地盤改良工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	4	土留・仮締切工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	7	直接基礎工 (改良)	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	8	直接基礎工 (置換)	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	9	既製杭工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	10	場所打杭工	〔削除〕					〔略〕					

改正（令和4年10月版） 変更箇所のみ											現行（令和2年10月版）					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	下水道編	2	10	11	躯体工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	15	コンクリートブロック工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	17	環境護岸ブロック工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	18	石積（張）工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	19	法枠工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	20	羽口工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	21	根固めブロック工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	22	間詰工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	23	沈床工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	24	捨石工	〔削除〕					〔略〕					
12	下水道編	2	10	25	かご工	〔削除〕					〔略〕					

改正（令和4年10月版） 変更箇所のみ										現行（令和2年10月版）							
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	3					掘削工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	6					路床安定処理工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	7					盛土工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	8					法面整形工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	9					法面植生工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	10					アスファルト舗装工	〔削除〕					〔略〕

改正（令和4年10月版）										現行（令和2年10月版）							
変更箇所のみ																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	コンクリート舗装工											〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	場内・進入道路工	薄層カラー舗装工											〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	13	場内・進入道路工	ブロック舗装工											〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	14	場内・進入道路工	区画線工											〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	15	場内・進入道路工	道路附属物工											〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	16	場内・進入道路工	小型標識工											〔略〕

改正（令和4年10月版）										現行（令和2年10月版）							
変更箇所のみ																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	18					路側防護柵工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	19					縁石工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	20					側溝設置工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	11	場内・進入道路工	21					ます設置工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	3					補助地盤改良工（固結工）	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	4					土留・仮締切工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	7					既製杭工	〔削除〕					〔略〕
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	8					場所打杭工	〔削除〕					〔略〕

改正（令和4年10月版）										現行（令和2年10月版）							
変更箇所のみ																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	9											
					場所打擁壁工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	10											
					プレキャスト擁壁工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	11											
					補強土壁工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	12											
					井桁ブロック工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	13											
					コンクリートブロック工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	14											
					緑化ブロック工	〔削除〕											
12	下水道編	2	処理場・ポンプ場	12	擁壁工	15											
					石積（張）工	〔削除〕											